

毎週火・金曜日発行（但休日に当るときは翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 目次

- ◇規則 鳥取県吏員等恩給条例施行規則
- ◇告示 生活保護法による医療機関の指定  
自衛官（陸上・海上・航空）の募集  
豚コレラの発生  
豚コレラ予防に関する規則による移動禁止区域の指定  
豚コレラ予防注射の実施
- ◇公告 准看護婦試験の合格者
- ◇雑報 食糧事務所出張所管轄区域等の変更

## 規則

鳥取県吏員等恩給条例施行規則をここに公布する。

昭和三十年四月十九日

鳥取県知事 遠藤

茂

鳥取県規則第十四号

## 鳥取県吏員等恩給条例施行規則

### 目次

- 第一章 恩給の請求（第一条—第三十条）
  - 第二章 恩給の裁定（第三十一条—第三十六条）
  - 第三章 恩給の支給（第三十七条—第四十一条）
  - 第四章 異動通知及び受給権存否の調査（第四十二条—第四十六条）
  - 第五章 恩給証書の返還及び再交付（第四十七条—第五十条）
- 附則
- 第一章 恩給の請求

（退隠料、増加退隠料及び傷病一時金の請求）

第一条 退隠料を受けようとする者は、退隠料請求書（別記第一号様式）を、増加退隠料又は傷病一時金を受けようとする者は、公務傷病に因る恩給請求書（別記第二号及び第三号様式）を退職当時の任命権者（市町村立の学校の県吏員等及びこれに準すべき者）については、退職当時の任命権者及び県教育委員会。以下「任命権者」という。）を経て知事に提出しなければならぬ。

(退職料及び公務傷病に因る恩給の請求書の添付書類)  
第二条 前条の退職料請求書には、次の書類を添付しなければならない。

- 一 在職中の履歴書(別記第十六号様式)
- 二 戸籍抄本(これに準ずべきものを含む。以下同じ。)(退職後請求までの間において作成されたもの。)

2 公務傷病に因る恩給請求書には、前項各号に掲げる書類のほか、次の書類を添付しなければならない。

- 一 現認者の現認証明書(別記第十七号様式)、所属長の事実証明書(別記第十八号様式)その他傷病が公務に起因したことを証することができる書類
- 二 症状の経過を記載した書類
- 三 請求当時における診断書
- 四 鳥取県吏員等恩給条例(大正十二年十二月鳥取県令第五十五号。以下「条例」という。)(第二十三条ノ三に掲げる障害補償又はこれに相当する給付の金額及びこれを受ける事由の生じた年月日を記載した

所屬長の証明書(別記第十九号様式)

3 恩給を改定する場合において、前条の恩給証書を受けたことがあるときは、前二項各号に掲げる書類のほか、その恩給証書を添付しなければならない。(若年停止排除の請求)

第三条 条例第二十三条第三項の規定の適用を受けようとする者は、退職料請求書に前条第一項各号に掲げる書類のほか、同条第二項第二号及び第三号に掲げる書類を添付しなければならない。

(家族加給を含む増加退職料請求の場合)

第四条 条例第十九条第五項の規定(恩給法(大正十二年法律第四十八号)第六十五条第二項の規定準用)による加給を含む増加退職料を請求する場合には、公務傷病に因る恩給請求書に、第二条第一項及び第二項各号に掲げる書類のほか、その加給の原因となる者の戸籍謄本(果吏員等及びこれに準ずべき者の退職の時以後の加給の原因となる者の身分關係を明らかにすることができるもの。)(及びその者(増加退職料を受

けようとする者の妻を除く。)(が果吏員等及びこれに準ずべき者(以下「果吏員等」という。)(の退職当時より引き続きこれにより生計を維持し又はこれと生計を共にするものであることを明らかにすることができると認められる)の申立書(別記第二十号様式)を、添付しなければならない。

2 前項の規定により果吏員等の戸籍謄本を添付することとなる場合には第二条第一項第二号の戸籍抄本は添付を要しない。

(増加退職料の再審査の請求)

第五条 条例第二十条第二項の規定により再審査を請求する者は、再審査請求書(別記第四号様式)に第二条第二項第二号及び第三号に掲げる書類を添付し、これを知事に提出しなければならない。

2 再審査の請求があつた場合において、知事は、必要と認めるときは、その指定する医師の現在症状証明書の提出を請求者に命ずることができる。(若年停止排除期間延長の請求)

第六条 条例第三十五条第四項の規定により同条第三項

の期間の延長を請求しようとする者は、若年停止排除期間延長請求書(別記第五号様式)に第三条第三項第一号及び第三号に掲げる書類並びに恩給証書を添付し、これを知事に提出しなければならない。

2 前条第二項の規定は前項の請求があつた場合に準用する。

(増加退職料の改定請求)

第七条 条例第十九条第五項の規定(恩給法第六十五条第二項の規定準用)による加給(本条中「加給」という。)(を受ける恩給権者は、その加給の原因となる員数が減少した場合においては、公務傷病に因る恩給改定請求書(別記第六号様式)に次の書類を添付し、これを知事に提出しなければならない。

一 恩給証書

二 加給の原因となる者の員数が減少したことを明らかにすることができる申立書(別記第二十一号様式)

2 増加退職料受給中婚姻した増加退職料権者が、その

妻にかかる加給を受けようとする場合においては、公務傷病に因る恩給改定請求書に恩給証書及びその妻の戸籍謄本を添付して知事に提出しなければならない。

(退職給与金の請求)

第八条 退職給与金を受けようとする者は、退職給与金請求書(別記第七号様式)に在職中の履歴書を添付し、任命権者を経て知事に提出しなければならない。

(遺族扶助料の請求)

第九条 遺族扶助料を受けようとする者は、遺族扶助料請求書(別記第八号又は第九号様式)を知事に提出しなければならない。但し、第十条、第十一条第一項第二号又は第十三条第三項の規定により、遺族扶助料請求書に果吏員等の在職中の履歴書を添付する場合においては、任命権者を経由しなければならない。

(在職中死亡の場合における遺族扶助料の請求)

第十条 条例第二十五条の規定(恩給法第七十三条第一項第一号の規定準用)により第一次に遺族扶助料を請求することができる者が遺族扶助料を請求する場合に

は、遺族扶助料請求書に次の書類を添付しなければならない。

一 果吏員等の在職中の履歴書

二 請求者の戸籍謄本(果吏員等の死亡のとき以後における請求者の身分関係を明らかにすることができるもの。)

三 請求者が果吏員等の死亡当時これにより生計を維持し又はこれと生計を共にしたことを明らかにすることができる申立書(以下「生計関係申立書」という。別記第二十三号様式)

2 前項の場合において、該当者が条例第二十五条の規定(恩給法第七十三条ノ二の規定準用)による総代者(以下「総代者」という。)であるときは、前項各号に掲げる書類のほか、次の書類を添付しなければならない。

一 遺族扶助料を受けようとする者全員連署の総代者選任届書(別記第二十二号様式)

二 請求者以外の遺族扶助料を受けようとする者の戸

又、戸籍謄本(果吏員等の死亡のとき以後における遺族扶助料を受けようとする者の身分関係を明らかにすることができるもの。)(前項第二号の戸籍謄本と重複する場合を除く。)

三 請求者以外の遺族扶助料を受けようとする者の生計関係申立書(前項第三号の申立書に連記し、これにかえることができる。)

3 前二項の場合において、果吏員等が前に恩給証書を受けたことがあるときは、前項各号に掲げる書類のほか、その恩給証書を添付しなければならない。

(退職料権者死亡の場合における遺族扶助料の請求)

第十一条 条例第二十五条の規定(恩給法第七十三条第一項第二号の規定準用)により、第一次に遺族扶助料を請求することができる者が遺族扶助料を請求する場合においては、遺族扶助料請求書に次の書類を添付しなければならない。

一 果吏員等が既に退職料の裁定を経たときは、その恩給証書並びに前条第一項第二号及び第三号に掲げ

る書類

二 果吏員等が退職料の裁定を経していないときは、前条第一項各号に掲げる書類

2 前条第二項の規定は前項第一号の場合に、前条第二項及び第三項の規定は前項第二号の場合にこれを準用する。

(公務死亡による遺族扶助料の請求)

第十二条 前二条の場合において、果吏員等の死亡が公務に因る傷病に起因するときは、前二条の規定によるほか、遺族扶助料請求書に次の書類を添付しなければならない。

一 第二条第二項第一号及び第二号に掲げる書類

二 果吏員等の死亡診断書又は屍体検案書

三 労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第七十九条の規定による遺族補償又はこれに相当する給付の金額及びこれを受ける事由の生じた年月日を記載した所屬長の証明書(別記第十九号様式)

2 前項第二号の死亡診断書又は屍体検案書を添付する

ことができな... 死亡の事実を証する公の証明書を添付しな... (第三次以下における遺族扶助料の請求)

第廿三条... 遺族扶助料の請求... 遺族扶助料を請求する者は、遺族扶助料を請求する場合には、遺族扶助料請求書に次の書類を添付しなければならない。

- 一 前遺族扶助料権者が遺族扶助料を受ける権利を失つたことを証する書類
二 前遺族扶助料権者の遺族扶助料証書
三 第十條第一項第二号及び第三号に掲げる書類
2 前項の場合において、請求者が総代者であるときは、前項各号に掲げる書類のほか、第十條第二項各号に掲げる書類を添付しなければならない。
3 前二項の場合において前遺族扶助料権者が遺族扶助料の裁定を経ないときは、第一項第一号に掲げる書類及び前遺族扶助料権者が遺族扶助料を請求する場

合添付することを要する書類を添付しな... (遺族扶助料証書換の請求)

第十四条... 遺族扶助料を受領する者が三人以上ある場合... 遺族扶助料証書換請求書(別記第十二号様式)に遺族扶助料証書及びその者が失権したことを証する書類を添付し、これを知事に提出しなければならない。

- 2 前項の場合において総代者である遺族扶助料権者が失権し、なお遺族扶助料を受ける者が三人以上あるときは、前項の規定によるほか、遺族扶助料証書換請求書に、これら遺族扶助料を受ける者全員連署の総代者選任届書を添付しなければならない。
(遺族加給を含む扶助料の請求)
第十五条 条例第二十五条の規定は、恩給法第七十五條第二項の規定準用)による加給を含む遺族扶助料を請求しようとする場合において、前二項の規定によるほか、遺族扶助料請求書に次の書類を添付しなければならない。

らない。

一 加給の原因となる遺族の戸籍謄本(果吏員等死亡のとき以後における加給の原因となる遺族の身分關係を明らかにすることができるもの。)(前五條の規定により添付すべき戸籍謄本と重複する場合を除く。)

二 加給の原因となる遺族の生計關係申立書(別記第二十四号様式)

(夫又は成年の子の遺族扶助料の請求)

第十六条 条例第二十五条の規定(恩給法第七十四條の規定準用)する遺族扶助料を請求する場合には、前六條の規定によるほか、遺族扶助料請求書に不具廢疾を証する診断書及び生活資料を得る途がないことを証する市町村長又はこれに準ずる者の証明書を添付しなければならない。

(遺族加給の増減による遺族扶助料改定の請求)

第十七条 条例第二十五条の規定(恩給法第七十五條第二項の規定準用)による加給を受ける遺族扶助料権者は、その加給の原因となる遺族の員数に増減があつた場合においては、遺族扶助料改定請求書(別記第十一

号様式)に次の書類を添付し、これを知事に提出しなければならない。

一 加給の原因となる遺族の員数が増加したときは、遺族扶助料証書及び戸籍謄本(加給の原因となる遺族の員数の増加を明らかにすることができるもの。)(並びに加給の原因となる遺族が遺族扶助料を受ける者により生計を維持し又はこれと生計を共にするようになつたことを明らかにすることができる申立書(別記第二十五号様式))

二 加給の原因となる遺族の員数が減少したときは、遺族扶助料証書及び加給の原因となる遺族の員数が減少したことを明らかにすることができる申立書(別記第二十六号様式)

(次順位者の遺族扶助料停止の申請)

第十八条 条例第二十五条の規定(恩給法第七十八條の規定準用)により遺族扶助料の停止を申請する者が次順位者であるときは、その者は、遺族扶助料停止申請書(別記第十二号様式)に次の書類を添付し、これを知事に提出しなければならない。
一 遺族扶助料権者が所在不明であることを証する公

の証明書

第二十条第一項第二号及び第三号に掲げる書類

2 前項の場合において、請求者が総代者であるときは、前項各号に掲げる書類のほか、第十条第二項各号に掲げる書類を添付しなければならない。この場合において「遺族扶助料を受けようとする者は」とあるのは「遺族扶助料の停止を申請する者は」と読み替えるものとする。

(同順位者の遺族扶助料停止の申請)

第十九条 条例第二十五条の規定(恩給法第七十八条の規定準用)により遺族扶助料の停止を申請する者が同順位者であるときは、その者は、遺族扶助料停止申請書に遺族扶助料権者が所在不明であることを証する公の証明書を添付し、これを知事に提出しなければならない。

2 総代者である遺族扶助料権者が所在不明となつた場合において、他に遺族扶助料を受ける者が二人以上あるときは、前項の規定によるほか、遺族扶助料停止申

請書にこれら遺族扶助料を受ける者全員連署の総代者選任届書を添付しなければならない。

(停止遺族扶助料転給の請求)

第二十条 前二条の場合においては、同時に条例第二十五条の規定(恩給法第七十九条の規定準用)による遺族扶助料の転給を請求しなければならない。

(停止遺族扶助料の次順位者への転給の請求)

第二十一条 条例第二十五条の規定(恩給法第七十九条の規定準用)により遺族扶助料の転給を請求する者が次順位者であるときは、その者は、その事由を記載した遺族扶助料転給請求書(別記第十三号様式)に第十条第一項第二号及び第三号に掲げる書類を添付し、これを知事に提出しなければならない。

2 前項の場合において、請求者が総代者であるときは、前項の規定による添付書類のほか、第十条第二項各号に掲げる書類を添付しなければならない。

3 前二項の規定による添付書類は、第十八条の規定により添付したときは、その添付を要しない。

(停止遺族扶助料の同順位者への転給の請求)

第二十二条 条例第二十五条の規定(恩給法第七十九条の規定準用)により遺族扶助料の転給を請求する者が同順位者であるときは、その者は、その事由を記載した遺族扶助料転給請求書を知事に提出しなければならない。

2 総代者につき遺族扶助料停止の事由が生じた場合において、他に遺族扶助料を受ける者が二人以上あるときは、前項の規定により提出すべき請求書に遺族扶助料を受けようとする者全員連署の総代者選任届書を添付しなければならない。但し、第十九条の規定により添付したときは、この限りでない。

(死亡給与金の請求)

第二十三条 死亡給与金を受けようとする者は、死亡給与金請求書(別記第十四号又は第十五号様式)を知事に提出しなければならない。但し、第二十四条第一項第二号又は第二十五条の規定により死亡給与金請求書に県吏員等の在職中の履歴書を添付しなければならない

いときは、任命権者を經由しなければならない。

第二十四条 条例第二十五条の規定(恩給法第八十一条の規定準用)により死亡給与金を請求する場合には、死亡給与金請求書に不具廃疾を証する診断書及び生活資料を得る途がないことを証する市町村長又はこれに準ずる者の証明書のほか、次の書類を添付しなければならない。

一 県吏員等が既に退職料の裁定を経たときは、その恩給証書並びに請求者の戸籍謄本(県吏員等死亡当時の請求者の身分関係を明らかにすることができるもの。)及び請求者の生計関係申立書(別記第二十三号様式)

二 県吏員等が退職料の裁定を経ていないときは、県吏員等の在職中履歴書並びに請求者の戸籍謄本(県吏員等死亡当時の請求者の身分関係を明らかにすることができるもの。)及び請求者の生計関係申立書。  
2 前項の場合において、請求者が総代者であるときは、前項各号に掲げる書類のほか、次の書類を添付しな

ければならない。

一 死亡給与金を受けようとする者全員連署の総代者  
選任届書

二 請求者以外の死亡給与金を受けようとする者の戸籍謄本（県吏員等死亡当時の死亡給与金を受けようとする者の身分関係を明らかにすることができるもの。）（前項第二号の戸籍謄本と重複する場合を除く。）

三 請求者以外の死亡給与金を受けようとする者の生計関係申立書（前項各号の申立書に連記してこれに代えることができる。）

第二十五条 条例第二十五条の規定（恩給法第八十二条の規定準用）により死亡給与金を請求する場合においては、死亡給与金請求書に次の書類を添付しなければならない。

一 県吏員等の在職中の履歴書

二 前条第一項第一号の戸籍謄本及び申立書

2 前項の場合において、請求者が総代者であるときは、

前項各号に掲げる書類のほか、次の書類を添付しなければならない。

一 死亡給与金を受けようとする者全員連署の総代者  
選任届書

二 前条第二項第二号の戸籍謄本

三 前条第二項第三号の申立書

（未給与恩給の請求）

第二十六条 条例第九条の二第一項の規定により恩給を請求する者は、恩給の請求書を死亡した県吏員等の任命権者を経て知事に提出しなければならない。

（未給与恩給請求書の添付書類）

第二十七条 前条の請求書には次の書類を添付しなければならない。

一 死亡した恩給権者が恩給を請求するとすればその場合に必要添付書類

二 請求者の戸籍謄本（死亡した恩給権者の死亡当時における請求者の身分関係を明らかにすることができるもの。）（前号の規定により添付した戸籍謄本

と重複する場合はこれを除く。）

2 前条の請求者が遺族であるときは、前項各号に掲げる書類のほか、請求者の生計関係申立書（別記第二十三号様式）を添付しなければならない。但し、請求者が同時に第十条の規定により遺族扶助料を請求するときは、この限りでない。

3 前条の請求者が遺族以外の相続人であるときは、第一項各号に掲げる書類のほか、相続人であることを証する市町村長又はこれに準ずる者の証明書を添付しなければならない。但し、第一項第二号の戸籍謄本により相続人であることが明らかであるときは、この限りでない。

（同順位者の未給与恩給の請求）

第二十八条 第二十六条の請求者が総代者であるときは、前二条の規定によるほか、恩給の請求書に次の書類を添付しなければならない。

一 恩給の支給を受けようとする者全員連署の総代者  
選任届書

二 請求者以外の恩給の支給を受けようとする者の戸籍謄本（死亡した恩給権者の死亡当時の恩給の支給を受けようとする者の身分関係を明らかにすることができるもの。）（前条第一項第二号の戸籍謄本と重複する場合はこれを除く。）

三 請求者以外の恩給の支給を受けようとする者に関する前条第二項の申立書又は第三項の証明書（請求者と連記証明することができる。）

（恩給証書を添付できない場合の措置）

第二十九条 恩給の請求につき恩給証書を添付すべき場合において、亡失その他の事由によりこれを添付することができないときは、証拠書類及び事由書を添付しなければならない。

（任命権者に異動があつた場合の書類の經由庁）

第三十条 組織の改廃により任命権者に異動があつた場合においては、書類はその事務を引き継いだ任命権者を經由しなければならない。

第二章 恩給の裁定

(任命権者の手続)

第三十一条 任命権者において、恩給請求書類を受けたときは、これを調査し、不備の点がないことを認めるときは、恩給の金額計算書(別記第二十七号から第三十一号様式まで)を作り、履歴書、証明書、その他の添付書類につき任命権者において証明しなければならぬものは証明し、すみやかに、これを知事に送付しなければならぬ。

2 任命権者において、恩給請求書類に不備の点があることを認めるときは、相当の期間を定め、その不備を追完させることができる。

3 任命権者は、請求者が前項の期間内に不備の追完をしないとき又は任命権者が恩給請求の理由がないと認めるときは、意見を附して恩給請求書類を知事に送付しなければならぬ。

(恩給証書及び裁定通知書の交付)

第三十二条 知事において、恩給請求書類を受けたときは、これを審査し、恩給請求書類に不備の点がなく、

且つ、恩給を受ける権利があると認めるときは、年金である恩給については恩給証書を、一時金である恩給については裁定通知書を請求者に交付する。但し、第二十六条に規定する恩給の請求に対しては、裁定通知書を交付する。

2 知事は、恩給請求書類に不備の点があることを認めるときは、相当の期間を定めその不備を追完させることができる。

3 知事は、請求者が前項の期間内に不備の追完をしないとき又は恩給を受ける権利がないと認めるときは、理由を附してその請求を任命権者を経て却下する。

(恩給の一部裁定)

第三十三条 知事は、恩給請求書類の事実の一部につき十分な心証を得られない場合においては、争のない部分についてのみ恩給の裁定をすることができる。但し、これによつて別種の恩給を支給することとなるときは、この限りでない。

2 前項の場合において、争のある事実につき立証を得

たときは、前裁定を訂正する。

(恩給証書又は裁定通知書の訂正)

第三十四条 権利者又は任命権者において、恩給証書又は裁定通知書に誤があることを発見したときは、証拠書類を添付して、その旨を知事に通知しなければならぬ。

第三十五条 知事は、恩給証書又は裁定通知書に誤があることを認めるときは、訂正のため必要な手続をして、その旨を任命権者を経て権利者に通知する。

(請求者又は関係人の出頭)

第三十六条 知事は、審査上必要があると認めるときは、請求者に出頭を命じ又は必要な書類の提出を命ずることができぬ。

第三章 恩給の支給

(年金である恩給の支給期)

第三十七条 年金である恩給は、毎年一月、四月、七月及び十月の四期において、それぞれその前月分までを支給する。但し、前支給期月に支給しなければならぬ

かつた恩給又は恩給を受ける権利が消滅した場合若しくは恩給の支給を廃止された場合におけるその期の恩給は、支給期月でない時期においても、これを支給する。

2 前項の場合において、一月及び四月に支給するものにあつては、その月の十五日から末日まで(休日又は日曜日を除く。)に、七月及び十月に支給するものにあつては、その月の十日から三十一日まで(休日又は日曜日を除く。)にこれを支給する。

(年金である恩給の受給手続)

第三十八条 前条第一項本文に規定する支給期において恩給の支給を受けようとする者は、次の手続をしなければならない。

- 一 県内に居住する者は前条第二項に規定する期日にその者があらかじめ指定する鳥取県本(支)金庫(以下「県金庫」という。)に出頭して、恩給証書(恩給年額改定支給額票を含む。)を提示し、県金庫の交付する用紙により恩給給付金領収証書を作り、これを提出すること。
- 二 県外に居住する者及び条例第八条但書に規定する

国民金融公庫等（以下「国民金融公庫等」という。）は、恩給給与金請求書（別記第三十二号様式）を作り、これを支給期月の五日までに知事に提出すること。

2 前条第一項但書の規定により支給期月以外の時期において恩給の支給を受けようとする者は、恩給給与金請求書を作り、これを知事に提出しなければならない。

3 第一項第一号に規定する手続により恩給の支給を受けようとする者は、恩給支給金庫指定届（別記第三十三号様式）を当庁に、印かん届（別記第三十四号様式）を恩給の支給を受けようとする県金庫にそれぞれ提出しなければならない。但し、恩給の請求書に恩給の支給を受けようとする県金庫名を記載した者は、恩給支給金庫指定届は提出を要しない。

4 第一項各号に掲げる期限を経過したときは、その支給期月に支給しないことがある。

（恩給証書を担保に供したときの受給手続の例外）  
第三十九条 国民金融公庫等に恩給証書を担保に供した

者は、その期間中前条に規定する手続を要しない。

（恩給支給金庫の変更）  
第四十条 恩給受給者が恩給の支給を受けようとする県金庫を変更しようとするときは、恩給支給金庫変更届（別記第三十二号様式）を現に指定している県金庫を経て当庁に提出しなければならない。

（届けている印かんの改印）  
第四十一条 恩給受給者が届けている印かんを紛失又はき損等により改印しようとするときは、その理由書（紛失に因る場合は警察署の証明をしたもの。）を添え新たに印かん届を県金庫に提出しなければならない。

第四章 異動通知及び受給権存否の調査  
（再就職の通知）  
第四十二条 退職料を受けている者が県吏員等となり、

条例第二十三条第一項第一号の規定によりその退職料を停止されることとなる場合においては、その就職当時の任命権者（市町村立の学校の県吏員等及びこれに準ずべき者については、県教育委員会。）は、すみやかにその旨を知事に通知しなければならない。

かにその旨を知事に通知しなければならない。

（縁故者よりの恩給権消滅事由発生の通知）

第四十三条 年金である恩給を受ける者が国籍を失い、死亡し又は条例第二十五条の規定（恩給法第八十条の規定準用）により失権した場合においては、縁故者よりその旨をすみやかに知事に通知しなければならない。

5. （本籍又は現住所変更の届出）

第四十四条 年金である恩給を受ける者は、その本籍又は現住所を変更したときは、すみやかにその旨を知事に届けなければならない。但し、第四十条に規定する恩給支給金庫変更届を提出したときはこの限りでない。

（恩給受給権の調査）

第四十五条 退職料及び増加退職料を受ける者は、昭和の寄数年における十月に、遺族扶助料を受ける者は、昭和の偶数年における十月に、次の各号の区分に従い調査に必要な書類に恩給受給権調査票（別記第三十五号様式）を添付して知事に提出しなければならない。

一 退職料及び増加退職料を受ける者にあつては戸籍抄本、遺族扶助料を受ける者にあつては戸籍謄本  
二 遺族である夫又は成年の子が遺族扶助料を給されるときは、その者の不具廃疾を証する診断書及び生活資料を得る途がないことを証する市町村長又はこれに準ずる者の証明書

三 家族加給又は遺族加給を受ける者にあつては、第一号に掲げる書類のほか、加給の原因となる者の戸籍謄本及びその者が受給者により生計を維持し又はこれと生計を共にすることを明らかにすることができる申立書

2 前項各号に掲げる書類は、提出すべき月又はその前月現在における事項を明らかにすることができるものでなければならない。

3 第一項第三号の規定により恩給を受ける者の戸籍謄本を添付することとなる場合においては、同項第一号に掲げる戸籍謄本又は戸籍抄本は添付を要しない。

4 第一項に規定する書類を提出すべき月が恩給の裁定

を受けた月(恩給証書の日付にある月)の翌月から十二月内にあるときは、その書類は提出することを要しない。

第四十六条 知事は、前条第一項各号に掲げる書類の提出がない場合において、受給権の存否につき疑があるときは、これを提出すべき月の次の支給期以後の恩給については、その書類を提出した後において支給するように措置しなければならない。

第五章 恩給証書の返還及び再交付

(恩給証書の返還)

第四十七条 年金である恩給を受ける者が死亡し又は恩給を受ける権利を失つた場合において、恩給を受けるべき順位者がいないときは、恩給証書を占有する者は、すみやかにこれを知事に返還しなければならない。

2 前項の場合において、亡失その他の事由により恩給証書を返還することができないときは、すみやかに、その旨を知事に届け出なければならない。  
(恩給証書又は裁定通知書の再交付)

第四十八条 恩給証書又は裁定通知書を亡失し又はき損したときは、再交付申請書(別記第三十六号様式)に次の書類を添付し、知事に再交付を申請することができる。

一 恩給証書又は裁定通知書を亡失したときは、亡失のてん末書及び亡失後においてとつた措置を記載した書類並びにその事実を証することのできるような警察署の証明書。但し、裁定通知書を亡失した場合においては、警察署の証明を要しない。

二 恩給証書又は裁定通知書をき損したときは、そのてん末書及びき損した恩給証書又は裁定通知書

2 恩給を受ける者が恩給証書を提示の用に供することが困難な状況にある場合においては、再交付申請書(第三十七号様式)に次の書類を添付し、知事に再交付を申請することができる。

一 申請者本人の最近の写真  
二 恩給証書を提示の用に供することが困難な事由を詳記したてん末書

3 前項の申請書には、現住所の警察署、領事館その他申請者が本人であることを知つている官公署から、本人であることの奥書証明を受けなければならない。

4 第二項第一号の写真は、申請書にはりつけ、前項の奥書証明をする官公署の割印を受けなければならない。  
5。

第四十九条 恩給証書又は裁定通知書の再交付のあつたときは、従前の恩給証書又は裁定通知書は、その効力を失う。

2 亡失を理由として恩給証書又は裁定通知書が再交付された後、従前の恩給証書又は裁定通知書を発見したときは、すみやかに知事にこれを返還しなければならない。

3 前項の規定は、前条第二項の規定により恩給証書の再交付があつた場合にこれを準用する。

(氏名の変更届)  
第五十条 年金である恩給を受ける者は、その氏名を変更したときは、恩給証書及び戸籍抄本を添付し、その

旨を知事に届けなければならない。

2 前項の場合において、知事は、恩給証書に改氏名の事実を記載した上、これを権利者に返付する。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十年四月一日から適用する。

別記  
第一号様式

退職料請求書

年月日(職名)を退職したから、退職料を給与されたく証拠書類を添えて請求する。

退職当時の職名

本籍

現住所

年月日

氏名

鳥取県知事 殿

支給県金庫 ○ ○ 金庫

備考 一 請求者の氏名には、ふりがなをつけること。

一 支給県金庫名は、県内居住者のみ記入すること。

第二号様式

公務傷病に因る恩給請求書

年月日(職名)を退職したから公務傷病に因る恩給を給与されたく証拠書類を添えて請求する。

退職当時の職名

本籍

現住所

年月日

氏名

鳥取県知事 殿

支給県金庫 ○ ○ 金庫

備考 一 請求者の氏名にはふりがなをつけること。

一 支給県金庫名は、県内居住者のみ記入すること。

第三号様式

公務傷病に因る恩給請求書

年月日(職名)を退職したところ、在職中の傷病が重くなつたから、公務傷病に因る恩給を給与されたく証拠書類を添えて請求する。

退職当時の職名

本籍

現住所

年月日

氏名

鳥取県知事 殿

支給県金庫 ○ ○ 金庫

備考 一 請求者の氏名には、ふりがなをつけること。

一 支給県金庫名は、県内居住者のみ記入すること。

第四号様式

再審査請求書

年月日退職に因り退職料及び増加退職料を給されていたところ、まだ傷病が回復していないから、再審査されたく証拠書類を添えて請求する。

退職当時の職名

本籍

現住所

年月日

氏名

鳥取県知事 殿

支給県金庫 ○ ○ 金庫

備考 一 請求者の氏名には、ふりがなをつけること。

一 支給県金庫名は、県内居住者のみ記入すること。

第五号様式

若年停止排除期間延長請求書

年 月以降公務に起因しない傷病のため若年停止を排除されていたところ、まだ傷病が回復していないから、若年停止排除期間を延長されたく証拠書類を添えて請求する。

本 籍  
現住所  
年 月 日

氏 名 ㊦

鳥取県知事 殿

支給県金庫 ○ ○ 金 庫

備考 一 請求者の氏名には、ふりがなをつけること。

一 支給県金庫名は、県内居住者のみ記入すること。

第六号様式

公務傷病に因る恩給改定請求書

一 恩給証書記号番号  
一 証書の日附  
一 恩給、年額  
前記恩給を受給中のところ、加給の原因である者の員数が増加したから、年額を改定されたく証拠書類を添えて請求する。

本 籍  
現住所  
年 月 日

氏 名 ㊦

鳥取県知事 殿

支給県金庫 ○ ○ 金 庫

備考 一 請求者の氏名には、ふりがなをつけること。

一 支給県金庫名は、県内居住者のみ記入すること。

第七号様式

退職給与金請求書

年 月 日(官職)を退職したから、退職給与金を給与されたく証拠書類を添えて請求する。

退職当時の職名

本 籍

現住所

年 月 日

氏 名 ㊦

鳥取県知事 殿

備考 請求者の氏名には、ふりがなをつけること。

第八号様式

遺族扶助料請求書

右の者は、年 月 日死亡したから、遺族扶助料を給与されたく証拠書類を添えて請求する。

県吏員等又は  
退職料権者

氏 名

県吏員等又は退職料  
権者との身分関係

本 籍

現住所

年 月 日

氏 名 ㊦

鳥取県知事 殿

支給県金庫 ○ ○ 金 庫

備考 一 請求者の氏名には、ふりがなをつけること。

一 支給県金庫名は、県内居住者のみ記入すること。

第九号様式

遺族扶助料請求書

前遺族扶助料権者 氏 名

右の者は、年 月 日失権したから、遺族扶助料を給与されたく証拠書類を添えて請求する。

県吏員等又は退職料権者との身分関係

本 籍

現住所

年 月 日

氏 名 ㊦

鳥取県知事 殿

支給県金庫 ○ ○ 金 庫

備考 一 請求者の氏名には、ふりがなをつけること。

一 支給県金庫名は、県内居住者のみ記入すること。

第十号様式

遺族扶助料証書書換請求書

遺族扶助料権者 氏 名

右の者は、年 月 日失権したから、遺族扶助料証書を書き換えられたく証拠書類を添えて請求する。

本 籍

現住所

年 月 日

氏 名 ㊦

鳥取県知事 殿

支給県金庫 ○ ○ 金 庫

備考 一 請求者の氏名には、ふりがなをつけること。

一 支給県金庫名は、県内居住者のみ記入すること。

第十一号様式

遺族扶助料改定請求書

一 遺族扶助料証書記号番号

一 証書の日附

一 遺族扶助料年額

前記の遺族扶助料を受給中のところ、加給の原因である遺族の員数が増加したから、年額を改定されたく証拠書類を添えて請求する。

本 籍

現住所

年 月 日

氏 名 ㊦

鳥取県知事 殿

支給県金庫 ○ ○ 金 庫

備考 一 請求者の氏名には、ふりがなをつけること。

一 支給県金庫名は、県内居住者のみ記入すること。

第十二号様式

遺族扶助料停止申請書

遺族扶助料権者 氏 名

右の者は、年 月 日以来その所在が不明であるから、遺族扶助料を停止されたく証拠書類を添えて申請する。

県吏員等との身分関係

年 月 日

氏 名 ㊦

鳥取県知事 殿

備考 請求者の氏名には、ふりがなをつけること。

第十三号様式

遺族扶助料転給請求書

遺族扶助料権者 氏 名

右の者の犯罪に因る遺族扶助料の停止期間中遺族扶助料を転給されたく証拠書類を添えて請求する。

県吏員等との身分関係

本籍

現住所

年 月 日

氏 名

鳥取県知事 殿

支給県金庫 ○ ○ 金庫

備考 一 請求者の氏名には、ふりがなをつけること。  
一 支給県金庫名は、県内居住者のみ記入すること。

第十四号様式

死亡給与金請求書

(県吏員等又は退職料権者の退職当時の職名) 氏 名

右の者は、年 月 日死亡したから、死亡給与金を給与されたく証拠書類を添えて請求する。

県吏員等又は退職料権者との身分関係

本籍

現住所

年 月 日

氏 名

鳥取県知事 殿

備考 請求者の氏名には、ふりがなをつけること。

第十五号様式

死亡給与金請求書

(県吏員等の職名) 氏 名

右の者は、年 月 日在職中死亡したから、死亡給与金を給与されたく証拠書類を添えて請求する。

県吏員等との身分関係

本籍

現住所

年 月 日

氏 名

鳥取県知事 殿

備考 請求者の氏名には、ふりがなをつけること。

第十六号様式

履歴書

(退職当時の職名) 氏 名

年月日 記 事 官公署名

右に相違ないことを証明する。

年 月 日

(退職当時の任命権者) 職 名

備考 一 学歴、位記、勲記、賞与等の記載は必要としない。  
一 任免、転任、昇格、昇給等は、順をおい間隙のないように詳記すること。  
一 退職の事由(公務に起因しない傷病のため退職した者についてはその旨)を明記すること。  
一 退職当時の任命権者は、他庁に関する事項については照会の上、これを詳記すること。

第十七号様式

現 認 証 明 書

(県吏員等の職名)

氏 名

右の者は、 年 月 日午前(後) 時(何)地  
において(何)に従事中(何)により(何)の事情の下に負  
傷(り病)したことを現認した。

年 月 日

(住所又は職名)

現認者 氏 名

備考 この証明書には、傷病当時の状況をなるべく詳細に記入  
し、現認者が多数あるときは、その二名以上が連署する  
こと。

第十八号様式

事 実 証 明 書

(県吏員等の職名)

氏 名

右の者は、 年 月 日から(何)に従事中 年  
月 日(何)の状況において(何)に従事し 月  
日頃から(何)の症状があることを訴えその後(何)  
の処置を施した。

右証明する。

年 月 日

所属長 氏 名

備考 この証明書には、公務傷病の原因である事実を詳細に  
記入すること。

第十九号様式

業務災害補償に関する証明書

補償を受ける者 氏 名

一 補償の種類

一 障害補償の障害程度

一 補償の金額

一 補償を受ける事由の発生した年月日

右に相違ない事を証明する。

年 月 日

所属長 氏 名

第二十号様式

増加退職料の加給の原因となる者の生計  
関係申立書

加給の原因と なる者の氏名	増加退職料 請求者との 身分関係	生 計 関 係

右に相違ないことを申し立てる。

年 月 日

氏 名

備考 生計関係欄には、増加退職料受給者と同居する者につい  
ては、その同居関係を明記し、これと同居していない者  
については、これとの生活上の相互依存関係を詳記する  
こと。

第二十一号様式

増加退職料の加給の原因である者の員数の減少申立書

(増加退職料受給者との身分関係) 氏 名

右の者は、年 月 日死亡(若しくは成年に到達又は受給者と生計を異にしたこと)したので、加給の原因である者の員数が減少したことを申し立てる

年 月 日

氏 名 印

第二十二号様式

総代者選任届

(県吏員等又は恩給(権者との身分関係) 氏 名

右の者は、左記の者全員の総代者として恩給の請求及び支給の請求をするものであることを届け出る。

年 月 日

本籍

現住所

現住所

氏 名 印

第二十三号様式

遺族扶助料(死亡給与金)を受けようとする者の生計関係申立書

遺族扶助料(死亡給与金)を受けようとする者の氏名 身分関係 生計関係

右に相違ないことを申し立てる。

年 月 日

氏 名 印

備考 生計関係欄には、県吏員等の死亡当時これと同居していた者については、その同居関係を明記し、これと同居していなかつた者については、県吏員等死亡の時点までのこれらの生活上の相互依存関係を詳記すること。

第二十四号様式

遺族扶助料の加給の原因となる遺族の生計関係申立書

加給の原因となる県吏員等との遺族の氏名 身分関係 生計関係 遺族扶助料請求

右に相違ないことを申し立てる。

年 月 日

氏 名 印

備考 一 生計関係欄には、県吏員等死亡当時の欄には、県吏員等死亡当時これと同居していた者については、その同居関係を明記し、これと同居していなかつたものについては、県吏員等死亡時点までのこれらの生活上の相互依存関係を詳記すること。 二 遺族扶助料請求当時の欄には、遺族扶助料を受けようとする者とは同居している者とは、その同居関係を明記し、遺族扶助料を受けようとする者とは同居していない者については、これらの生活上の相互依存関係を詳記すること。

第二十七号様式

退職料金額計算書		支給県金庫名	本(支)金庫
鳥取県知事 殿		提出年月日	年 月 日
下記のとおりに取り調べたので給与されたい		任命権者職名	印
請求者の退職当 時の職名、氏名 及び生年月日	年 月 日	在職年	始 終 期 年月日
退職年月日	年 月 日	在職年	始 終 期 年月日
退職の事由		在職年	始 終 期 年月日
在職年数	年	在職年	始 終 期 年月日
退職当時の 給料年額	円	在職年	始 終 期 年月日
恩給年額算出率	150	在職年	始 終 期 年月日
恩給条例 第二十四条 の二による 控除	控除前の算出額 円 銭	在職年	始 終 期 年月日
	差 月 数 月	在職年	始 終 期 年月日
	退職給与金基礎 給料月額 円 銭	在職年	始 終 期 年月日
	控 除 額 円 銭	在職年	始 終 期 年月日
退職料年額	円	在職年	始 終 期 年月日
毎 期 給 額	円 銭	在職年	始 終 期 年月日
若年停止 期間及び 支給年額	退職料の金額 年 月 日 円	在職年	始 終 期 年月日
	5 年 月 日 円	在職年	始 終 期 年月日
	10 年 月 日 円	在職年	始 終 期 年月日
	3 年 月 日 円	在職年	始 終 期 年月日
	10 年 月 日 円	在職年	始 終 期 年月日
給 与 初 月	年 月 日	在職年	始 終 期 年月日
	年 月 日	在職年	始 終 期 年月日

備考 傷病一時金又は公務に起因しない傷病に関する事項の欄には 請求者が 傷病一時金を併給される者であるときは、その裁定通知書の記号番号を 傷病一時金を請求中の者であるときは、その請求の年月日を 傷病一時金を請求する見込の者であるときは、その旨をそれぞれ記入し、請求者が公務に起因しない傷病により若年停止の排除を請求する者であるときは、その傷病の程度を記載すること。

第二十五号様式

遺族扶助料の加給の原因である遺族に えられる者の生計関係申立書		加給の原因である遺族の氏名	身分関係	死因	生計関係
右に相違ないことを申し立てる。		氏	氏	氏	氏
年 月 日		氏	氏	氏	氏
氏		氏	氏	氏	氏
名		名	名	名	名
印		印	印	印	印

備考一 生計関係係遺族扶助料改定請求当時は、その遺族扶助料を請求する者の生計関係係を詳記すること。

備考二 生計関係係遺族扶助料改定請求当時は、その遺族扶助料を請求する者の生計関係係を詳記すること。

備考三 生計関係係遺族扶助料改定請求当時は、その遺族扶助料を請求する者の生計関係係を詳記すること。

備考四 生計関係係遺族扶助料改定請求当時は、その遺族扶助料を請求する者の生計関係係を詳記すること。

備考五 生計関係係遺族扶助料改定請求当時は、その遺族扶助料を請求する者の生計関係係を詳記すること。

備考六 生計関係係遺族扶助料改定請求当時は、その遺族扶助料を請求する者の生計関係係を詳記すること。

備考七 生計関係係遺族扶助料改定請求当時は、その遺族扶助料を請求する者の生計関係係を詳記すること。

備考八 生計関係係遺族扶助料改定請求当時は、その遺族扶助料を請求する者の生計関係係を詳記すること。

備考九 生計関係係遺族扶助料改定請求当時は、その遺族扶助料を請求する者の生計関係係を詳記すること。

備考十 生計関係係遺族扶助料改定請求当時は、その遺族扶助料を請求する者の生計関係係を詳記すること。

第二十六号様式

遺族扶助料の加給の原因である遺族の員 数の減少申立書		遺族扶助料の加給の原因である遺族の員 数の減少申立書
右の者は、		氏
年 月 日死亡(若しくは成年に到達 又は受給者と生計を異にしたこと)したので、加給の原因で ある遺族の員数が減少したことを申し立てる。		氏
年 月 日		氏
氏		氏
名		名
印		印

第二十九号様式

退職給与金金額計算書			
鳥取県知事	殿	提出年月日	年 月 日
下記のとおりに取り調べたので給与されたい。		任命権者 職名印	印
請求者の退職当 時の職名及び氏 名	実 在 職 年 数	始 終 期	年月数
		年 月 日から 年 月 日まで	
退職年月日		年 月 日から 年 月 日まで	
退職の事由		年 月 日から 年 月 日まで	
合計		年 月	
在職年数	年	始 終 期	事由 年月数
退職当時の 給料月額	円	年 月 日から 年 月 日まで	
退職給与金金額	円	年 月 日から 年 月 日まで	
備		年 月 日から 年 月 日まで	
		合計	年 月
		総 計	年 月
考		退職当時 の給料年 額内訳	級 号 級 号給 月 額 円 年 額 円

式の記載は、鳥取県公報第2608号参照

第二十八号様式

退職料金額計算書		支給 金庫名	本(支)金庫
鳥取県知事 殿		提出年月日	年 月 日
下記のとおりに取り調べたので給与されたい。		任命権者職 名印	印
請求者の退職当 時の職名氏名及 び生年月日	年 月 日生	実 在 職 年 数	始 終 期 年月数
退職年月日 及 び 事由	年 月 日		年 月 日から 年 月 日まで
在職年数	年	除 内 算 年 数	年 月 日から 年 月 日まで
退職当時の給料 年 額	円		年 月 日から 年 月 日まで
恩給年額算出率	150	退 職 料 年 額	合計 年 月
公務傷病の原因			始 終 期 事由 年月数
傷病にかかった 年 月 日	年 月 日	恩 給 条 例 第 二 十 四 条 の 二 に よ る 控 除	年 月 日から 年 月 日まで
上記の日から五年 経過後の給料年額	円		年 月 日から 年 月 日まで
症 状 等 差		恩 給 金 額	合計 年 月
恩給条 例 第 二 十 四 条 の 二 に よ る 控 除	控除前の算出額 円 銭		退職当時 の給料年 額内訳
	差 月 数 月	前 在 職 年 数	級 号 級 号給 月 額 円 年 額 円
	退職給与金基礎 給料月額 円 銭		前退職料 年 額 円
	控 除 額 円 銭	前 加 給 員 数	前増加 証書記号番号 第 号 年 額 円
	恩 給 料 年 額 円		前退職料 年 額 円
	増加退職料年額 円	傷 病 一 時 金 の 返 還 に 関 する 項 目	傷病一時金の金額 円
	上記のうち加給年額 円		傷病一時金の額の 六十四分の一又は 十六分の一の額に 乗すべき差月数 月
	加 給 員 数 人	障 害 補 償 に 関 する 項 目	返 還 総 額 円
	傷 病 一 時 金 円		毎 期 控 除 額 円
	毎 期 給 額 円 銭	給 与 初 月	補 償 の 金 額 円
	給 与 初 月 年 月 給 与		右の六分の一金額 円
			補償を受ける事 由の発生日 年 月 日
			停 止 年 額 円
			停 止 の 終 期 年 月

備考 公務傷病に因る恩給を請求する者が別に退職料を請求中であるときは、請求の年月日を退職料を請求する見込であるときは、その旨を、それぞれ前退職料の欄に記入すること。

第三十一号様式

死亡給与金金額計算書			
鳥取県知事 殿		提出年月日	年 月 日
下記のとおりに取り調べたので給与されたい。		任命権者 職名印	印
県吏員等 職氏名		実在職年	始 終 期 年月数 年 月 日から 年 月 日まで
遺族の県吏員等との続柄氏名及び生年月日	年月日 生		年 月 日から 年 月 日まで
恩給条例第二十五条の規定により恩給法第八十一条の規定の準用による死亡給与金	退職(死亡)年月日 年 月 日 退職事由又は死因 在職年数 年 退職(死亡)当時の給料年額 円 恩給証書記号番号 第 号 退隠料年額 円 死亡給与金金額 円	除内算	始 終 期 事由 年月数 年 月 日から 年 月 日まで 年 月 日から 年 月 日まで 年 月 日から 年 月 日まで 合計 年 月
恩給条例第二十五条の規定により恩給法第八十一条の規定の準用による死亡給与金	死亡年月日 年 月 日 死 因 在職年数 年 退職(死亡)当時の給料月額 円 死亡給与金金額 円	退職(死亡)当時 の給料年 額内訳	級 号 級 号給 月 額 円 年 額 円

備考 死亡給与金を受けようとする者が二人以上あるときは、総代者たる者の氏名の上部にその旨を明記すること。

第三十号様式

遺族扶助料金額計算書		支給 庫名	本(支)金庫
鳥取県知事 殿		提出年月日	年 月 日
下記のとおりに取り調べたので給与されたい。		任命権者 職名印	印
県吏員等 職氏名		実在職年	始 終 期 年月数 年 月 日から 年 月 日まで
遺族の県吏員等との続柄氏名及び生年月日	年月日 生		年 月 日から 年 月 日まで
恩給条例第二十四条の二による控除	退職(死亡)年月日 年 月 日 及事由又は死因 在職年数 年 退職(死亡)当時の給料年額 円 恩給年額算出率 150 恩給条例第二十四条の二による控除 控除前算出額 円 銭 差 月 数 月 退職給与金基礎給料月額 円 銭 控 除 額 円 銭 退隠料年額 円 年 額 円 銭 毎 期 給 額 円 銭	除内算	始 終 期 事由 年月数 年 月 日から 年 月 日まで 年 月 日から 年 月 日まで 年 月 日から 年 月 日まで 合計 年 月
遺族扶助料額	恩給条例第二十五条の規定により恩給法第七十五条第一項の事項 恩給条例第二十五条の規定により恩給法第七十五条第二項の事項 給与初月 年 月から給与	退職(死亡)当時 の給料年 額内訳	級 号 級 号給 月 額 円 年 額 円 退隠料に 在職年 年 職 名 年 額 円 補償の金額 上記の六分の一の額 補償を受ける事由の発生年月日 停止年額 円 停止の終期 年 月

備考 遺族扶助料を受けようとする者が二人以上あるときは、総代者たる者の氏名の上部にその旨を明記すること。

第三十三号様式

恩給支給金庫指定(変更)届

鳥取県総務部人事課 御中		年 月 日 提出	
下記の県金庫から恩給の支給を受けることを届ける。			
恩給の支給を受けようとする 県 金 庫 名	鳥 取 県 本(支)金 庫		
指 定(変 更)の 期 日	年 月 日 以降		
証 書 記 号 番 号	第 号		
受 給 者	現 住 所		
	氏 名 印	Ⓧ	

第三十四号様式

印 かん 届

恩 給 の 種 別		証書記号番号	第 号
		氏 名	
印 か ん		本 籍	
		現住所	
受 付 年月日	年 月 日	備 考	

備考 印かん届は指定県金庫に提出すること。

第三十二号様式

鳥取県知事 殿	右 請 求 し ま す。	一 金	恩 給 の 種 別	恩 給 給 与 金 請 求 書
		恩 給 年 額	証 書 記 号 番 号	第 号
元 職 名 現 住 所	年 月 日	金 第 号		自 年 月 日 至 年 月 日
(県吏員等又は退職料 権者との身分関係保)				箇 月 分
氏 名				

第三十五号様式

恩給受給権調査票

- 一 恩給証書記号番号
- 一 受給者住所氏名
- 一 受給権調査期日 昭和 年 月

備考 用紙はなるべく半紙四つ切り大又は半折大とすること。

第三十六号様式

恩給証書(裁定通知書)再交付申請書

- 一 恩給証書の記号番号(裁定通知書の番号)
- 一 恩給証書の日附(裁定通知書の日附)
- 一 恩給金額

右恩給証書(裁定通知書)を亡失(き損)したから再交付されたく申請する。

退職当時の職名又は  
県吏員等との身分関係

本 籍  
現 住 所  
年 月 日  
氏 名

鳥取県知事 殿

第三十七号様式

恩給証書再交付申請書

- 一 恩給証書の記号番号
- 一 恩給証書の日附
- 一 恩給金額

右恩給証書は、別紙で、心末書のとおり提示の用に供することが困難であるから、再交付されたく申請する。

退職当時の職名又は  
県吏員等との身分関係

本 籍  
現 住 所  
年 月 日  
氏 名

鳥取県知事 殿

告 示

鳥取県告示第百九十三号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定による医療機関を次のように指定した。

昭和三十年四月十九日

鳥取県知事 遠 藤 茂

名 称 中原内科  
所 在 地 鳥取県西伯郡所子村大字末長二八二ノ一番地  
診療科名 内科、小児科、外科、眼科  
指定年月日 昭和三十年四月一日

鳥取県告示第百九十四号

自衛官(陸上、海上、航空)の欠員補充に伴う募集のため、その募集期間、試験期日及び試験場等を次のとおり定める。

昭和三十年四月十九日

鳥取県知事 遠 藤 茂  
一 募集期間 昭和三十年五月二日から七月十五日まで

二 募集年令 昭和五年七月二日から昭和十二年七月一日までに生れた男子（昭和三十年七月一日現在十八才以上二十五才未満のもの）

三 志願票提出先 志願者の現住所の市町村役場

四 試験期日及び試験場

区分 試験期日 試験場  
第一回試験 六月一日から六月八日 鳥取市、米子市のまでのいずれか一日 二箇所

第二回試験 八月一日から八月二十日までのいずれか一日 志願者の状況に応じて受験者に便利なように試験場を設置する予定

なお試験の日時、試験場は試験期日前に志願者に通知する。

鳥取県告示第九十五号

次のように豚コレラが発生したので、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第十三条の規定により公示する。

昭和三十年四月十九日

鳥取県知事 遠 藤 茂

一 患者及び疑似患者の区分並びにその頭数

患者 豚コレラ 六頭

二 発生の場所 鳥取市湖山

三 発生年月日 昭和三十年四月十六日

鳥取県告示第九十六号

豚コレラ予防に関する規則（昭和二十六年七月鳥取県規則第四十五号）第二条の規定による移動禁止区域を次のように指定する。

昭和三十年四月十九日

鳥取県知事 遠 藤 茂  
鳥取市の中、旧湖山村、旧大正村、旧千代水村、旧松保村、旧末恒村、旧鳥取市

鳥取県告示第九十七号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第六条の規定により、豚の所有者に対して予防注射を受けることを命ずる。

昭和三十年四月十九日

鳥取県知事 遠 藤 茂

一 実施の目的 豚コレラ予防のため

二 実施の区域 別表のとおり

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 豚（但し生後五十日以内、分娩前一箇月、分娩後十日以内のものを除く。）

四 実施の期日 別表のとおり

五 注射及びその方法 豚コレラ予防注射

別表

実施期日	実施区域	実施場所
四月十九日	鳥取市（旧大正、旧末恒、賀露）	同上
二十日	鳥取市（旧千代水、旧松保、旧湖山、旧鳥取市）	〃
二十一日	岩美郡岩美町（旧大岩、旧福部）	〃
二十二日	岩美郡岩美町（旧浦富、旧岩井、旧本庄）	〃

公 告

昭和三十年四月施行の准看護婦試験に合格した者は次のとおりである。

昭和三十年四月十九日

鳥取県知事 遠 藤 茂

准看護婦

安部 久子	新田 愛子	安田富士枝
足立 昌子	藤岡佐智江	天満 欣子
加藤 美子	下菊早智子	長戸 留子
石田 澄江	森本トメ子	三好 和子

木村真美江	佐々木邦子	安次 広枝
山下ちよ子	浜根 勝子	大山きく江
黒川真知子	山川 緑	都田由紀枝
磯田 勝子	門岡 さよ	千種 君枝
黒見 綾子	若狭 瑞子	大原 淑子
田中 静世	手嶋 靖世	坂口 文子
野口 悦子	友定 武子	平岡 磨暉子
浜本 智子	檜尾友王子	藤本 秋枝
三谷 美恵	松本 敏江	樺田 泰子
清水 光代	河本 克子	小清水幸子
伊木 淳子	富山 弘子	谷口多津子
若林 悦子	谷本美和子	長屋 道子
村岡 留子	山岡 礼子	松尾 悦子
藤田 綾乃	宮本美恵子	谷口富美代
星見安鶴子	安養寺初枝	中村美津子
横山 輝子		

雑報

昭和三十年四月十九日

鳥取食糧事務所長 布野 長良

町村合併に伴う管轄区域、事務所の名称、所在地一部変更について

当所管内次のとおり変更した。

一 根雨支所管内

溝口出張所

- 1 合併及び変更年月日 昭和三十年四月一日
  - 2 旧町村名 八郷村
  - 3 新町村名 岸本町
  - 4 事務所の所在地 変更なし
  - 5 管轄区域 溝口町
- 二 米子支所管内
- (1) 大高出張所(岸本出張所)
  - 1 合併及び変更年月日 昭和三十年四月一日
  - 2 旧町村名(管轄町村) 大高村、大和村、栗村

- 3 新町村名(管轄町村) 岸本町、栗村
  - 4 事務所の所在地 旧西伯郡大高村字尾高一〇二五番地  
新二番地 岸本町字岸本三〇
  - 5 事務所の名称 旧 大高出張所  
新 岸本出張所
  - 6 管轄区域 岸本町、栗村
- (2) 手間出張所
- 1 合併及び変更年月日 昭和三十年四月一日
  - 2 旧町村名 手間村、賀野村、幡郷村
  - 3 新町村名 手間村、賀野村(旧幡郷村一部含む。)
  - 4 事務所の所在地、名称変更なし
- (3) 巖出張所
- 1 合併及び変更年月日 昭和三十年四月一日
  - 2 旧町村名 米子市の一部  
春日村、日吉津村、大幡村
  - 3 新町村名 米子市の一部

- (4) 名和出張所
- 1 合併及び変更年月日 昭和三十年四月一日
  - 2 旧町村名 名和町(旧庄内村を除く)逢坂村
  - 3 新町村名 名和町、逢坂村
  - 4 事務所の名称、所在地変更なし
- (5) 所子出張所
- 1 合併及び変更年月日 昭和三十年四月一日
  - 2 旧町村名 所子村、大山村、名和町(旧庄内村)
  - 3 新町村名 所子村、大山村
  - 4 事務所の名称、所在地変更なし
- (6) 法勝寺出張所(西伯出張所)
- 1 合併及び変更年月日 昭和三十年四月一日
  - 2 旧町村名 法勝寺村、上長田村、東長田村、天津村、大國村

